

平成 2 7 年度
第 2 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 7 年 5 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第2回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年5月12日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 冨本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 18番 森西 征二

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主 任 主 事 稲井 稔
- 主 任 主 事 寺井 康弘
- 主 任 主 事 穴吹 一雄
- 主 任 主 事 藤井 照彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 競売買受適格証明願について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について

議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第15号 高松市農地関係事務処理要領及び審査基準の一部改正について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第2回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中19人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は、森西委員です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は5番三笠委員、7番妻鹿委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、平成27年2月10日開催の農地部会で議決を得て、同月13日付けで香川県へ進達しているところですが、申請者が死亡したため申請者の相続人から許可申請の取下願があったものです。なお、申請中に申請者が死亡しますと形式要件を欠く申請となります。

以上、議案1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号については香川県知事に進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号については香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2 番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3 番も、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4 番も、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5 番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6 番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 4 番のとおりです。

2 番のうち、1785 番 2 については新規営農者が一部非農家の自己住宅及び一部農地として取得するため返還を受けたものです。農地の転用・取得については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 13 番、同法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 6 番のとおりです。また、他の農地についても、転用予定のため返還を受けたものです。

3 番は、貸人が現自作地を他に貸す予定があり、農業協同組合の組合員資格を継続するため返還を受けたものです。

以上、議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 6 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 3 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 4 ページをお開きください。

1 番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和38年4月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が115.13平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年2月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が356.47平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が570.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.23平方メートルを312枚、14基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月8日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできてお

り、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が109.15平方メートル有ります。

7番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年4月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が502.40平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、敷地面積が併用宅地と合わせて500平方メートルを超えていますが、申請地の隣接に農地は無く、超過面積が193.40平方メートルで、農業上利用しがたい狭小残地であり問題は有りません。

8番は、発電出力22キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを88枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年1月5日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為であることから、不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が479.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が533.37平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が1,000平方メートルを超えていますが、敷地の南

に隣接する農地への連絡道路及び水路として、農業用に供する部分であることから問題はありません。

5 ページをお開きください。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く、周辺は教育施設や医療機関が整い、分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り、入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が98.43平方メートル有ります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が827.53平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権6番と関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成27年3月20日付けで店舗兼住宅用地として転用申請がありましたが、転

用計画の廃止により取下願が提出されたものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成26年11月17日付けで宅地分譲用地2区画の転用許可を受けていましたが、顧客からの要望で、宅地分譲用地1区画と道路用地とするため変更申請があったものです。

2番は、平成24年4月4日付けで分譲住宅2階建て11棟として許可を受けていましたが、残り3棟の建築が遅れていることから、工事完了日を平成27年3月31日から29年4月30日に変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番、2番は、平成22年6月25日付けで断熱工事会社への貸倉庫兼事務所1棟を建築予定で許可を受けていましたが、借受け予定者の事業悪化により建築工事が未着手と

なり、今後、建築の意志が無いことから、申請地を分割し承継者に売却して1番は、非農家の自己住宅用地、2番は、倉庫兼事務所用地として申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番、21番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して冨本委員から説明をお願いします。

冨本委員 議案第7号 農地法第5号第1項の規定による許可申請の特別議案について御説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め三笠委員、妻鹿委員と私冨本の4名です。

それでは、別紙の特別議案を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校西500メートルに在り、運動場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、隣接地で転用者が経営する「穴吹リハビリテーションカレッジ」及び「穴吹工科カレッジ」の生徒のためのフットサルコート、駐車場として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が4,137.06平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立春日幼稚園西200メートルに在り、露天車両・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有者が高齢で農業継続が困難となり、申請地は、事業所に隣接し事業効率が良く、また、市道に面し車両の出入りも容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立牟礼保育所南西50メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、琴電志度線八栗駅に350メートルほどと近く、交通の利便性が良く、周辺は教育施設や商業施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が、199.32平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西1.3キロメートルに在り、現在所有している500平方メートルほどの資材置場では手狭となったため、露天資材・重機置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し車両の出入りがし易く、また、事業所にも近く事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、本件については、大型車両が住宅地の中を往来することが考えられるため、転用者が近隣住民に配慮して生活環境に影響を及ぼさないよう指導しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案4件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

2番は、宅地分譲・ポンプ室用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、土木工事会社の代表者で、事業量の増大から、資材の保管場所が不足しているため、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所に隣接し資材の搬入・搬出が容易で利用しやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本来であれば法人が取得して転用すべきですが、法人に資金の余裕がないことから、法人の役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

4番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が332.49平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

5番は、住宅兼診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、周辺は宅地化が進み患者の来院が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、県道高松・長尾・大内線を隔てて、本社が在り、従業員・来客用の駐車場が不足していることから露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が90.40平方メートル有ります。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が12平方メートル有ります。

10ページをお開きください。

10番は、申請地の隣接にある自動車販売店の業績向上に伴い、従業員の駐車場及び販売用車両置場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、主要地方道高松・長尾・大内線の沿線で既存店舗の隣接に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が639.86平方メートル有ります。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近く、教育、病院施設が整い、住環境が良く入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、高松市内で事業展開をするため、新たな事業所及び作業所が必要なことから、事務所兼作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松の中心部にあり、主要地方道中徳・三谷線沿線で、インターチェンジからも近く、事業展開がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が607.53平方メートル有ります。

13番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近くに住む妻の母親の介護もし易く、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連し

ています。

14番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が329.16平方メートル有ります。

15番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から200メートルと近接し、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、非農家の自己住宅・賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、現住宅の申請地側の高さ2メートルの擁壁が崩壊しかけており、補強することから、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が535.26平方メートル有ります。

11ページをお開きください。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、勤務先に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできてお

り、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

21番は、既存の事業所の賃借契約満了に伴い移転の必要があることから、倉庫兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線の沿線にあり、インターチェンジに近く、四国内での営業展開がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

22番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道の交差点にあり、主要地方道高松・長尾・大内線に近く、周辺は宅地化の進んだ地区で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、発電出力28.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを114枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、後継者がいなく、耕作放棄の状態であり、また、高松市道の交差点に在り、設備管理の上で便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

12ページをお開きください。

1番は、研修センターの駐車場が手狭となったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が630平方メートル有ります。

2番は、個人にて土木業を営んでおり、受注が増え資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事務所から近く、市道に面し資

材の出入れが容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、事業が好調で駐車場が手狭となったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所に隣接し駐車場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,539平方メートル有ります。

4番は、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、相続で取得した所有者は市外に居住し耕作ができず、一時期貸資材置場として無断転用をしていましたが、返還されたものの、表土もなく花崗土で整地され放棄地状態となっており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との系統連系の申込みも受け付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番も、4番で申請のあった土地の残地を太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、4番と同じであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との系統連系の申込みも受け付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、平成26年8月8日に宅地を取得しましたが、前所有者が、境界の認識誤りから申請地の造成工事を行っていたため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の敷地利用から見て必要な拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が827.53平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申

請12番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請について御説明申しあげます。

13ページをお開きください。

1番は、母所有の農地を借り受けて、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が増え、現在の住宅では手狭となったので、隣接地に転用者家族が居住する住宅を建築し、現住宅には母親とその子が居住するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年に農機具保管庫を建築していますが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、父と妹が所有している農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、事業拡大に伴い、新たな工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現事業所の隣接に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成23年3月ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、父所有の農地を借り受けて、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線沿いに在り、所有者宅に隣接し管理が容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、住宅団地の一角で閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内に在る第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有地の全てが土地改良事業施行区域内に在り、集落に接続して設置される住宅で第1種農地の不許可の例外に該当するため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業施行区域の縁辺部に在り、集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用面積が500平方メートルを超えていますが、宅地として利用できない法面部分を除くと、有効面積が500平方メートル以下となります。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請、所有権19件、賃借権6件及び使用貸借6件の一般議案合計31件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、譲渡人が労働力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請

賃借権 1 番が同時に申請されており下限面積要件は満たします。

4 番、5 番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

6 番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 3 番が同時に申請されており下限面積要件は満たします。使用貸借に係る農地返還通知 2 番に関連しています。

7 番は、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8 番も、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

9 番も、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

15 ページをお開きください。

10 番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 2 番が同時に申請されており下限面積要件は満たします。

11 番、12 番は、自作地を相互に交換するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13 番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。

次に、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

議案書 16 ページをお開きください。

1 番は、新規営農を希望する借人が 4 年 6 ヶ月間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 3 番に関連しています。

次に、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

17 ページをお開きください。

1 番は、経営移譲年金受給のため後継者へ 20 年間貸し付けるもので、引き続き水稻を作付けするものです。

2 番は、新規営農を希望する借人が、3 年間借り受けて野菜・切花を作付けするものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 10 番に関連しています。

3 番は、新規営農を希望する借人が、5 年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 6 番に関連しています。

4 番は、経営規模の拡大を希望する借人が、農地を 3 年間借り受けて水稻を作付けするものです。

以上、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 13 件、賃借権 1

件、使用貸借4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第10号 競売買受適格証明願について御説明申し上げます。

議案書18ページを御覧ください。

1番及び2番は、耕作目的で高松国税局の公売に入札するため平成27年4月21日及び同月24日に申請されたものです。

3番も、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため4月20日に申請されたものです。

これら3件は、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

以上、議案第10号 競売買受適格証明願について3件、御審議をお願いします。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第3条第1項の許可申請が提出された場合、農地部会開催日の関係上、当該適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せていただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 競売買受適格証明願は適格相当として証明するとともに、説明内容のとおり状況により必要な場合は、農地部会長専決により農地法第3条第1項の許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については、競売買受適格証明願は適格相当として証明するとともに、説明内容のとおり状況により必要な場合は、農地部会長専決により農地法第3条第1項の許可をすることに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

本件は、平成27年4月に道路拡幅を行い農道として利用しているもので、非農地証明

事務処理要領「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、適格相当ということで証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について御説明申しあげます。

議案書21ページから25ページまでを御覧ください。

平成27年1月23日付けで、高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地の利用状況について調査依頼がありました。この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利

用状況を確認するものです。

全ての農地について各地区農業委員及び事務局職員が現地を確認し、地区部会で審査いただきましたところ、右から4列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、土地区画整理事業による換地処分や地籍調査の成果による合筆や地積の変更が行われていますが、農地面積は従前とほとんど変わっておりません。また、一部の農地について農道や農舎への小規模な転用が認められますが、それらも含めて適正に利用又は保全管理されているとの報告を受けております。

ただし、1件については耕作放棄が認められております。25ページ48番を御覧ください。畑3筆につきましては、相続税納税猶予の適用後いずれも耕作不適のためやむを得ない事情で耕作放棄され潰廃しているものです。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、ほぼ本議案書と同内容であります。

以上、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について50件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成27年5月7日付けで、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

始めに、農用地区域への編入（白地から青地へ）について、1ページを御覧ください。変更申請者は、現に農用地区域内にある土地と一体的な保全整備を行い農業振興に寄与しようとするため申請したもので、件数合計が3件、面積合計で2,519平方メートルでございます。

次に、農用地区域からの除外内容につきまして、資料の2ページからの総括表を御覧ください。各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されております。

なお、3 ページの最後の案件、番号57番については、欄に記載されているとおり、ほ場整備地のため取り下げられました。

4 ページの中ほどに除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、取下げ案件1件を考慮しますと、今回の除外申請の件数合計が67件、合計面積で55,403.60平方メートルでございます。

以上、議案第14号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、私から一つ確認ですが、農用地区域への編入で中山間地域等直接支払制度に係る農地が説明の中にありましたが、これは第4期対策に含まれることになるのでしょうか。

川西農政課長 はい、そのとおりで、平成27年度から31年度までの第4期対策の対象農地として編入しようとするものです。

議 長 その他、御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、議案第14号については異議の無い旨意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については異議の無い旨意見決定し回答することにいたしました。

次に、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領及び審査基準の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領及び審査基準の一部改正について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成26年度の農地中間管理事業の推進に関する法律の施行による農地法等の改正に伴い、平成27年3月31日付けで香川県農政水産部長から農地法第3条第1項の許可に係る審査基準準則及び関係事務処理要領の一部改正があったことから、本市の関係要領を改正するものです。改正内容については、（1）「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改正し、農地中間管理機構が農地売買事業を行う際の届出追加があります。（2）「農地基本台帳」を「農地台帳」に改正。（3）「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」の改正に伴い、承認法人及び承認組合に関する文言が改正。（4）国が定める技術的助言から農地法関係事務処理要領の農業生産法人の届出関係様式の改正を行うものです。なお、（1）～（4）の改正に関係して、その他の字句修正が発生します。

施行期日は、承認されれば本日（平成27年5月12日）からとなります。

また、経過措置としましては、当分の間、改正前の様式による用紙の使用が可能としております。

次に、資料2の裏面を御覧ください。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準については、事務処理要領の改正でもあった農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴い改正するもので、改正内容は、
(1)「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改正。(2)国の処理基準の改正に伴い、ア 全部効率利用要件の判断において、生産性の低い農地については耕作なしであっても、維持管理が適正であれば、効率的利用と判断する取扱いの追加。
イ 農業生産法人に使用及び収益を目的とする権利設定のある農地について、その構成員が所有権を取得しようとする場合の判断基準を追加。なお、(1)、(2)に係り、その他字句の修正があります。

施行期日は承認されれば本日(平成27年5月12日)からとなります。

以上、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領及び審査基準の一部改正について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領及び審査基準の一部改正については、原案どおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号 高松市農地関係事務処理要領及び審査基準の一部改正については原案どおり決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成27年4月9日から同年5月8日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして、4条は無く、5条が12件、4月議決分といたしまして、4条が21件、5条が27件、合計で4条が21件、5条が39件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして、4条は無く、5条が2件、4月議決分といたしまして、4条が2件、5条が5件、合計で4条が2件、5条が7件です。

取下につきましては、4月議決分に5条が1件ありました。

次に、許可保留及び取下について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4条について、平成27年4月議決分といたしまして、6番が開発許可未了で許可保留となっています。

2 ページを御覧ください。

21番が同じく開発許可未了で許可保留となっています。

次に、3ページを御覧ください。

5条について、平成27年3月議決分といたしまして、37番、38番が開発許可未了で許可保留となっています。

4ページを御覧ください。

4月議決分といたしまして、2番、6番、11番、20番が開発許可未了で許可保留となっています。

また、16番が先ほど御審議いただいた案件で、4月23日付けで取下となりました。

5ページを御覧ください。

21番が、開発許可未了で許可保留となっています。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようですので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第2回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時23分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員